

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について（厚生労働大臣あて）

指摘の背景となった柔道整復師の施術に係る療養費に対する国の負担額(支出) 3億0925万円

1 柔道整復師の施術に係る療養費等の概要

保険給付は、原則として各保険の被保険者等が、その傷病につき、保険医療機関で療養の給付を受けることによって行われている。ただし、療養の給付等を行うことが困難であると保険者が認めるときなどの場合は療養の給付等に代えて療養費を支給することができることとされており、その一つとして柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）がある。そして、柔道整復療養費は、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づいて算定し、支給することとされている。

柔道整復師が行う柔道整復とは、骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対してその回復を図る施術であるとされている。そして、柔道整復療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないとされており、また、単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であるとされている。そして、施術は、療養上必要な範囲及び限度で行うものとされ、とりわけ「長期又は濃厚な施術」とならないよう努めることとされている。

保険者及び全国健康保険協会の都道府県支部（以下「保険者等」という。）は、柔道整復療養費の支給を行う場合は、柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）の審査を経ることとされており、柔道整復療養費の支給を決定する際には、適宜、当該被保険者等に施術の内容、回数等を照会して施術の事実確認に努めるとともに、柔整審査会の審査等を踏まえ、支給の適否を判断し処理することとされている。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 申請書の検査結果

16道府県の208施術所における20年4月から9月までの6か月間の柔道整復の施術を受けた被保険者等（以下「患者」という。）28,293人に係る柔道整復療養費支給申請書（以下「申請書」という。）について検査したところ、①1か月に10回以上施術を受けていた患者は8,141人（28.7%）、②3部位以上の施術を受けていた患者は18,210人（64.3%）③検査の対象とした6か月間の中で、3か月を超えて施術を受けていた患者は10,894人（38.5%）④③のうち当初の部位が治癒した後に別の部位の施術を受けていたり、同一部位についていったん治癒した後に別の負傷原因により再度施術を受けていたりなどしていた患者は9,153人（③の10,894人のうち84.0%）となっていた。

そして、①から③の一つ以上に該当していた患者は、全体の患者28,293人のうち21,009人（74.2%）で、これらに係る柔道整復療養費は7億7501万余円、これに対する国の負担額は3億0925万余円となっていた。

また、医師の同意が必要とされる骨折又は脱臼に対する施術を受けていた患者は、141人（0.4%）に過ぎず、大半が医師の同意が必要とされない打撲又は捻挫に対する施術となっていた。

(2) 患者に対する聞き取り調査結果

上記16道府県の203施術所の患者の中から940人を抽出して、43保険者等に対して、直接面会又は電話等による聞き取り調査を行うよう依頼したところ、施術所が申請書に記載した負傷部位と患者から

の聞き取りによる負傷部位が異なっている患者が、回答のあった904人中597人(66.0%)、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が日常生活に起因した肩こりなどで、外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者が、回答のあった897人中455人(50.7%)と多数に上っていた。

(3) 保険者等における申請書の点検状況等の検査結果

28道府県の1,162保険者等における申請書の点検状況についてみると、自ら点検を行っていないものが439保険者(37.7%)、自ら点検を行っているものの、被保険者の資格等についてのみ点検を行い、施術内容の点検については行っていないものが467保険者等(40.1%)と多数見受けられ、両者の合計は906保険者等(77.9%)となっていた。

一方、厚生労働省から柔整審査会に対して審査要領の参考例は示されているが、具体的な審査に関する指針等までは示されておらず、また、28道府県の柔整審査会においては、多くの場合施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた審査が行われておらず、保険者等から支給決定の権限の委任までは受けられないこともあり、審査の結果が柔道整復療養費の支給の適否にまで反映されている事例は極めて少ない状況であった。

(4) 被保険者等に対する周知状況

28道府県の1,162保険者等における柔道整復師の施術に関しての被保険者等に対する周知状況について検査したところ、柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲が急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫に限定されていて、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に対して直接周知していたのは106保険者等(9.1%)と少ない状況であった。

以上のように、頻度が高い施術、長期にわたる施術等の事例が多数見受けられたり、また、患者からの聞き取りによる負傷原因が外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫ではない患者に施術が行われていたりなどして請求内容に疑義があるのに、これらの施術に対して十分な点検及び審査が行われないうまま柔道整復療養費が支給されている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

厚生労働省において、柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること
- イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること
- ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること